

パブリック・コメント手続（意見募集）

## 横須賀市情報公開条例の見直しについて

### 意見募集期間

令和4年（2022年）

9月1日（木）～9月20日（火）

お問い合わせ先：総務部総務課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることを受け、本市では、個人情報の取扱いを適切に行うため、本市の個人情報保護制度についての審議を行う横須賀市個人情報保護運営審議会への諮問及び同審査会からの答申を経て、新規に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとしました。

また、これに伴い、本市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応を講ずる必要が生じたことから、以下の項目について検討を行い、横須賀市情報公開審査会への諮問及び同審査会からの答申を経て、見直し案を取りまとめました。

この度のパブリック・コメント手続は、この見直し案に対してご意見を伺うものです。

### 《見直し項目》

- 1 非公開情報の追加について
- 2 諾否決定期間の見直しについて
- 3 横須賀市情報公開審査会の改称について

### 【目次】

1 非公開情報の追加について……………	1
2 諾否決定期間の見直しについて……………	2
3 横須賀市情報公開審査会の改称について……………	4
4 意見の提出方法……………	5

## 1 非公開情報の追加について（第7条関係）

個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）及び行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号（以下「削除情報」という。）を、横須賀市情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加します。

（説明）

本市が作成した行政機関等匿名加工情報及び削除情報が記録された公文書の公開については、公文書公開請求を通じて、何人も、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額より低廉な費用で入手できるとすれば、個人情報保護法が、受益者負担の原則や利用者間の公平性確保の観点から当該制度について特別な手数料規定を設けた趣旨や、行政機関等匿名加工情報の慎重な取扱いを求める観点から民間事業者の提案に欠格事由を設けるなど行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨等を没却させるおそれがあります。

このことについて、横須賀市情報公開審査会に諮問したところ、個人情報保護法における行政機関等匿名加工情報の制度趣旨等を鑑みれば、行政機関等匿名加工情報及び削除情報を非公開として取り扱うことは適当である旨の答申が示されたため、情報公開条例第7条において、行政機関等匿名加工情報及び削除情報を新たな非公開情報とする規定を設けることとします。

## 2 諾否決定期間期間の見直しについて（第 11 条関係）

情報公開条例第 11 条第 1 項に規定する諾否決定期間並びに同条第 4 項及び第 5 項に規定する諾否決定期間を延長する期間は初日算入としているところ、個人情報保護法に合わせ、初日不算入となるよう条文の見直しを行います。また、初日不算入とすることによって諾否決定期間及び諾否決定期間を延長する期間の総日数が延び、制度を利用する市民等にとって不利益が生じることがないように、諾否決定期間及び諾否決定期間を延長する期間の調整を行います。

（説明）

現在、情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書公開請求及び個人情報保護条例第 15 条の規定に基づく保有個人情報開示請求に係る諾否決定期間は、いずれも請求があった日から起算して 15 日以内と規定しています（初日算入）。

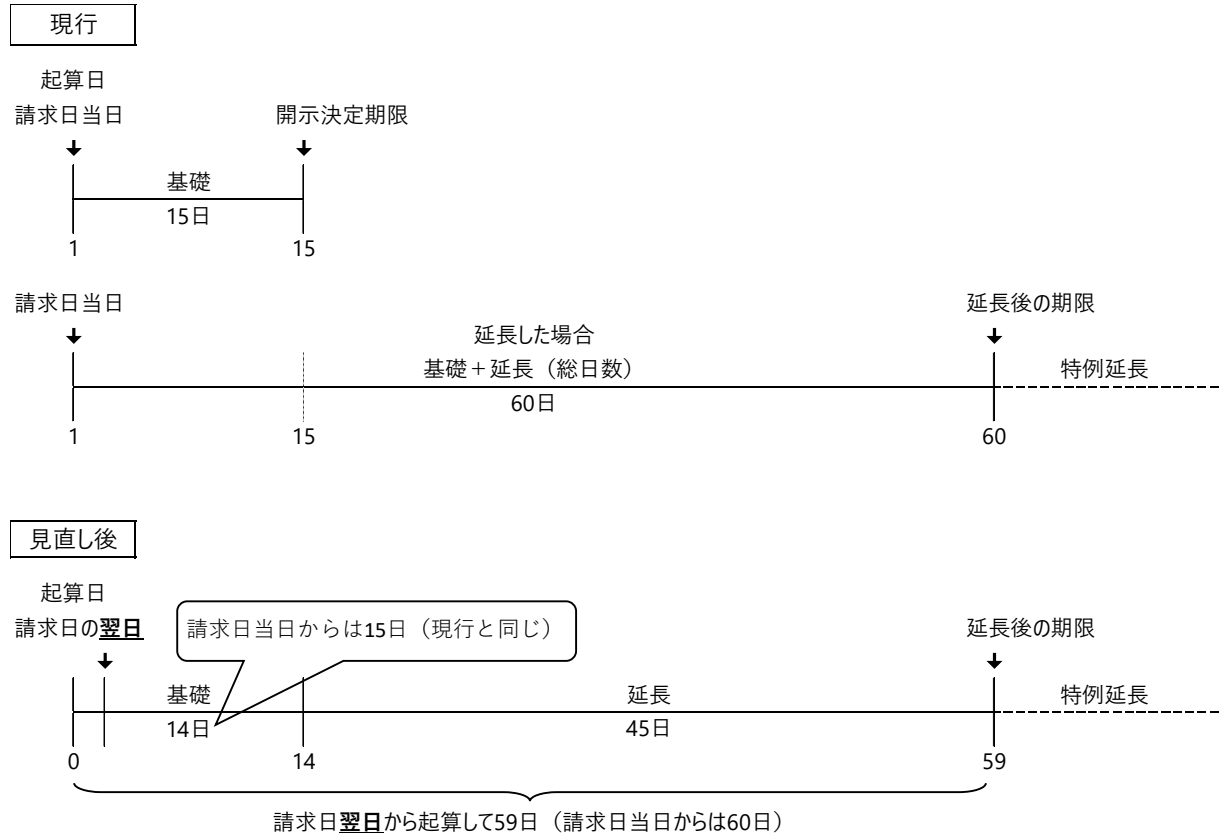
しかしながら、個人情報保護法における期間計算の方法は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算（初日不算入）し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとし、また、これと異なる方法を法施行条例で規定することを許容していません。

これにより、情報公開制度及び個人情報保護制度の制度間において期間計算の方法に不整合が生じることとなり、請求を受けた各実施機関の事務に支障をきたすおそれがあることから、制度間の整合を図るため、情報公開条例第 11 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の各条文中「公開請求があった日から起算して」を「公開請求があった日から」に改めようとするものです。

このことについて、横須賀市情報公開審査会に諮問したところ、初日を不算入とする見直しは適当であるが、その分、諾否決定期間を短縮するなど、制度を利用する市民等にとっての不利益が最小限となるよう配慮すべきである旨の答申が示されました。

情報公開審査会から示された答申を踏まえ、情報公開条例第 11 条第 1 項に定める諾否決定期間を、初日不算入とした上、諾否決定期間を 14 日に短縮します。また、同条第 4 項及び第 5 項に定める諾否決定期間を延長する期間についても、初日不算入とした上、現行の 60 日が維持されるよう見直します。

## ※ 見直しイメージ



### 3 横須賀市情報公開審査会の改称について（第 19 条・第 20 条の 2・第 23 条関係）

情報公開条例第 19 条の規定に基づき本市の附属機関として設置している横須賀市情報公開審査会の名称を横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に改称し、併せてその担任事項に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条に規定する諮問に応じ、審議し、及び答申すること」を追加します。

また、諮問事案が重なった場合などに備え、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を新設します。

（説明）

現在本市では、情報公開審査会（情報公開条例第 19 条）及び個人情報保護審査会（個人情報保護条例第 24 条）を各々独立して設置し、実施機関がした諾否決定又は実施機関に対する公開請求に係る不作為に不服がある者からの審査請求につき、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関からの諮問に応じ、審議し、及び答申することとしています。

しかしながら、個人情報保護審査会は、平成 24 年度以降上記諮問を受けた実績がなく、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正行政不服審査法に基づく審議ノウハウの蓄積がありません。

一方で、情報公開審査会は、上記改正行政不服審査法に基づく審議ノウハウも豊富であり、また、情報公開審査会と個人情報保護審査会とは、その役割に共通する部分が多くあるため、情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に改称した上、両者を統合することで審議ノウハウの一元化及び審議の迅速化を図ります。

また、担任事項が追加されることに伴い、諮問事案が重なった場合などに備え、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例に新設します。指名された委員が行った調査結果を基にして審査会で審査を行うことにより、その審査について公平性を担保しつつ、効率性・迅速性を確保します。

## 意見の提出方法

### 1 提出期間

令和4年（2022年）9月1日（木）から9月20日（火）まで

### 2 あて先

総務部総務課情報公関係（市政情報コーナー）

### 3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 総務部総務課情報公関係

（3）ファクシミリ

046-826-1682

（4）電子メール

inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。